

くずし字解読から古文書解読へ

前回、右の史料を「無高下割合之来極月十日限急度可皆済者也 明和三年戌十月 小新五郎」と読みました。

しかし、字はわかったものの読み方が難しく、まだすっきりしないと思います。

「無高下割合之」の部分は「高下なく之を割り合い」と読みます。「高下なく」は「不公平にならないように」という意味です。

「来極月十日限」は、「来る極月十日限り」と読みます。極月は12月のことですが、「霜月」(11月)などもよく目にします。日付では「朔日」や「晦日」という表現も頻出します。

「急度可皆済者也」の部分は、「急度(きつと)」で文節が切れ、「可」は後で読みます。このようにレ点や一・二点などで返る字は、漢文と異なり、数が限られています。「有」「無」(これあり、これなし、等)「不」(申さず等)「可」(~べき等)「令」(~せしめ等)「奉」(存じ奉り等)「乍」(恐れ乍ら等)「以」(~をもって)「被」(仰せられ等)「於」(~において)「為」(~として)「如」(~のごとく等)「之」(之に依り等)等です。書き出すと結構ありますが、数多く史料を読むと、割と早く慣れると思います。ここでは、くずし字を解読する段階から、古文書を読む段階に入っています。読み下しができるようになると「読みは意味なり」で、文章の意味もわかるようになってきます。

さて、戻って「可皆済者也」は、「可」は返り点で、「皆済すべきものなり」と読みます。年号の「明和三年」は西暦1766年で、戌(丙戌)年です。

名前の「小新五郎」は、駿府代官の小田切新五郎(光祿)のことです。年貢割付状など、支配者が被支配者に文書を出すときなどに、名前の一部を省略することが多く、例えば、富士山宝永山の噴火(1707)後の復興に尽力した関東郡代伊奈半左衛門(忠順)の、年貢割付状等には「伊半左」と書かれていることがしばしばあります。

なお、小田切は苗字、新五郎は通称、光祿は実名(じつみょう)です。(印)には実名の「光祿」と彫られているようです。なお、第46回~第48回までに出てきた名主の名前は、すべて通称で、実名は別に持っていることが多かったようです。

さて、今回でこのくずし字解読講座も第50回となりました。「古文書を読むための“初めの一步”となる考え方やテクニック」を解説する目的で始めた講座ですが、ここで一段落とさせていただきたいと思います(続編は未定です)。ご愛読ありがとうございました。

